

## 通知預金 商品説明書

商品名	通知預金
販売対象	・法人および個人の方
期 間	・払戻に関する期間の定めはありません。 ただし、お預入後最低7日間は据置期間が必要です。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
払出方法	・解約時に一括して払い戻します。 ただし、解約する2日前までにご通知が必要です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
税 金	・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には 「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315% (所得税15.315% 住民税5%)の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ・法人のお利息は総合課税となります。
手 数 料	・なし
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	・金利については窓口にてご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<p>・<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</p> <p>・<b>紛争解決措置</b>          ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）          ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）          ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）          ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<p>・預金保険制度の対象預金です。</p> <p>・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>

(令和6年7月17日現在)